

## 第6回「宮崎県生涯学習審議会」議事の概要

### 1 日 時

平成23年1月13日(木) 9:30～11:30

### 2 場 所

県庁7号館734号室

### 3 出席者

高橋 利行	宮崎大学教育研究・地域連携センター准教授
下清水 一正	延岡市公民館連絡協議会会長
脇谷 のりこ	フリーアナウンサー
初鹿野 聡	NPO法人ハートム理事長
片野坂千鶴子	特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター代表理事
後藤 祥子	(社) ガールスカウト日本連盟宮崎県支部支部長
小金丸 和代	県商工会議所女性会副会長
柳瀬 美津子	南九州短期大学 国際教養学科講師
吉田 多美子	県校長会代表(新富町立上新田小学校長)
松山 清子	県地域婦人連絡協議会運営委員
末崎 和彦	宮崎日日新聞社文化部長
岡田 和雄	青島青少年自然の家所長
岡林 稔	放送大学宮崎学習センター所長
中村 一男	宮崎大学大学院教育学研究科 講師
吉田 喜久吉	川南町教育委員会生涯学習課長
宮崎 幸生	県市町村教育委員会連合会会長(宮崎市教育委員会教育委員長)

### 県教育庁生涯学習課

興梶課長、島名主幹、小嶋社会教育主事、中内社会教育主事、米満社会教育主事、衛藤社会教育主事

### 4 開会行事

- 審議会会長あいさつ
- 日程説明

### 5 説明・意見交換

#### (1) 事務局からの説明

- 答申(案)について
- ※ 検討部分の説明

#### (2) 審 議 (答申について)

##### 審議① 生涯学習の基本理念について

(委 員) 前は、章立になっていたが、今回は、章立がなくなり、3つの◎で構成しているが、どのような理由で変更したのか。

(事務局) 前回の1～2章だけでなく、その他の意見も加えて答申にするようになったためである。

(副会長) 答申の内容について、特に大切な部分については、下線や太字など強調して表記する方がよい。

(委員) ある高齢者が側溝に落ち、不明になった際、地域コミュニティーの中でその情報がなかなか入らず、発見が遅れるという事例があった。地域の人間関係の希薄化もその要因の一つではあるが、このような現状を改善し、社会を変えていくことも生涯学習社会の果たすべき役割ではないか。また、高齢者の万引きの件数が増加傾向にあるというが、その要因も分析しながら、青少年の教育という視点だけでなく、子どもから高齢者まで社会の中で生かされるような社会づくりの視点も入れるべきではないか。

(事務局) 答申においては、ポジティブな考え方も大切であるが、時代認識をしっかりと行い、ネガティブな部分も表記していくことも大切である。

(委員) 教育基本法第3条の生涯学習の理念を実現する上で、さらに配慮すべき視点として、生涯学習の恩恵にあずかれない弱者や、生涯学習に参加したくても参加できない県民に対するまなざし、共感などの他者感覚を共有の学びの場を通して養う必要があると考える。人間関係の地域のつながりの希薄を補うための生涯学習の在り方や生涯学習を通じたコミュニティーづくりが必要であり、そのような方向性を宮崎県ならではの生涯学習として入れてもらいたい。

答申案P1の1「生涯学習の構築」の説明部分に「特に就業形態が変化し、厳しい労働環境となっていることから」とあるが、この就業形態の変化とはどういう意味なのか。就業形態の変化とは、サービス産業の増加ということか。フリーター、ニート、非正規雇用社員、弱い立場にある人に対する表現は、「厳しい労働環境」に含まれると考える。

(委員) 答申案P5②の「縦の接続」の強化の説明部分に「質の高い教育」という表現の意味を説明してほしい。

(事務局) 趣味にとどまらず、社会に還元することやスキルアップやキャリアアップを目指す意味合いを含んで、そのような表現としている。

(委員) 多様な主体とは、何を意味するのか。

(事務局) 答申案P5にあるように、「地域の企業やNPO・市民団体等を多様な主体」と定義している。(注)書きで標記する必要がある。

(委員) 生活・協働・男女参画課で、現在、多様な主体との協働についての指針を作成している。これからは「連携」も「協働」になるかもしれない。表現の統一を図る必要がある。

#### 審議② 県民総ぐるみによる教育の推進について

(委員) 答申案P8の「地域資源と人材を組み合わせることで、人も地域も活性化し、伸びていく。」の部分の文末の表現を含めて検討するといいい。

#### 審議③ 生涯を通じ学び、挑戦できる社会づくりの推進について

(委員) 答申案P11の(1)の現状と課題の部分で、「経済の発展や社会の成熟化、社会構造の変化」が原因となって、学習活動や地域活動・社会活動の機会

が減少してきているというつながりがはっきりとしない。また、「職業上あるいは退職者」と限定しているが、それ以外にも離職・転職を余儀なくされる人もいるので、それをふまえた表現にするといい。

(委員) 答申案P11の(2)の求められる方策の4行目に「子育てを終えた女性を対象とした」とあるが、このことについては、すべての県民が対象になるのではないか。

(委員) 答申案P11の(2)の求められる方策の部分で、「学びの場の提供と再就職が有機的に循環する」の表現すべてが、リカレント教育やキャリア教育にかかるのかがはっきりとしないので、わかりやすい表現にするといい。

(委員) 答申案P11の(2)の求められる方策の部分で、「職業能力開発機関・団体等との連携」の部分には、大学等の高等教育機関も入れるといい。

(委員) 答申案P12の1行目は、「地域住民のニーズに応じ」とするといい。また、P12の4行目の「住民にとって利用しやすいように」は、省いた方がわかりやすい。

(委員) 答申案P12の②「社会教育の充実」の6行目の「弱者とよばれる立場にある方」の「ある方」は別の表現に変えた方がいい。

(委員) 答申については、具体的にわかりやすくという部分も大切ではあるが、内容を受け取る側も限定してとらる可能性もあるので、ある程度の含みをもたせた表現にする必要もあるのではないか。

#### 審議④ その他の意見について

(委員) 例えば、「豊かな体験活動」の部分で、「系統的に体験させていく」とか「発達段階ごとに計画していく」など重なりのある表現等もあるので、整理していく必要がある。

(委員) その他の意見P13の2「地域活動等への積極的参加について」の1行目に「地域の組織加入率が低くなっている」とあるが、どういう組織の低下率のことをいっているのか。

(事務局) 子ども会、青年団、自治会等の加入率の低下のことを意図している。

(副会長) その他の意見については、「その他必要となる施策」などのタイトルにして、「①特に推進することが望まれる事項」に施策の主な取組を表記し、「②推進する上で留意すること」として、今回出されている意見を整理して位置づけるとわかりやすい。

また、ボリューム的にも他の章と比べても遜色がないので、この部分についても、第3章とするといいのではないか。

(委員) その他の意見を第3章にした場合、その他の意見の表現は、具体的すぎるし、第1章、2章、そしてその他の意見という構成でいいのではないか。

(副会長) その他の意見も「第二次宮崎県教育振興基本計画」に盛り込むべき答申の一部であるという共通認識があれば、章立せずに別項目で表記してもいいと考える。

(事務局) その他の意見については、平成23年度に検討される「第二次宮崎県教育振興基本計画」のアクションプラン等に生かしていくようにしたい。

(副会長) 全体を通して、答申案を見ると文字しかないなので、各団体等の活動の写真等を入れることが可能であれば、検討するといい。

